

名古屋市青少年交流プラザ条例及び名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則に係る要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市青少年交流プラザ条例（平成18年名古屋市条例第80号、以下「条例」という。）及び名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則（平成19年名古屋市規則第85号、以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(青少年の団体の定義)

第2条 規則第3条第2項の表プレイルームの項及びその他の施設の項に掲げる「青少年の団体」とは、次の表に掲げる「青年団体」、「少年団体」及び「青少年が混在する団体」をいい、同項の表分館の施設の項に掲げる「青少年の団体」とは、次の表に掲げる「青少年団体」をいい、それぞれの定義は次の表のとおりとする。

区 分	条 件
青年団体	(1)団体の構成員が3名以上であること。 (2)団体の構成員のうち、3分の2以上が15歳（義務教育相当の学校に在学する者を除く。）から34歳であること。 (3)団体の代表者が、15歳（義務教育相当の学校に在学する者を除く。）から34歳であること。
少年団体	(1)団体の構成員が3名以上であること。 (2)団体の構成員のうち、3分の2以上が6歳（ただし、未就学児を除く。）から15歳（ただし、義務教育相当の学校に在学している者に限る。）であること。 (3)団体の代表者が、18歳以上であること。
青少年が混在する団体	(1)団体の構成員が3名以上であること。 (2)団体の構成員のうち、3分の2以上が6歳（ただし、未就学児を除く。）から34歳であること。 (3)団体の代表者が、18歳以上であること。
青少年団体	(1)団体の構成員が5名以上であること。 (2)団体の構成員のうち、過半数が30歳未満であること。

(活動の成果の発表)

第3条 規則第3条第2項の表プレイルームの項に定める「活動の成果の発表」として申請できる期間は、一団体あたり引き続き7日以内、月に1回まで、同一年度内で4回までとする。

(利用登録及び優先使用抽選の申込)

第4条 第2条に規定する団体にあつては、別に定める利用登録をするものとする。

2 利用登録をした団体は、次条第1項に規定する使用申込書の提出前に、別に定める優先使用抽選の申込みができるものとする。

3 分館については、第2条に規定する青少年団体以外の団体（一般団体）においても、別に定める利用登録をするものとする。ただし、優先使用抽選の申込みについては、分館の施設（宿泊室及びその他の施設（市長が必要と認めるものに限る）に限る）のみ適用する。

(使用許可書の申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する使用の許可の申請は、青少年交流プラザ使用（利用）申請書（第1号様式）を提出することにより行うものとする。ただし、宿泊施設を使用する場合は青少年宿泊センター宿泊使用申請書（第4号様式）及び活動計画書（第5号様式）を、日帰り使用（分館の使用に限る。）の場合は青少年宿泊センター使用（利用）申請書（第6号様式）を提出することにより行うものとする。

2 青少年交流プラザ（分館を除く。）の施設の使用の許可の申請を行うことができるものは、3人以上の団体とする。ただし、音楽スタジオについては、3人未満の団体又は個人での申請もできるものとする。

3 前項に規定する使用の許可の申請は、次に掲げる場合においては行うことができないものとする。

(1) 15歳（ただし、義務教育相当の学校に在学している者に限る。）以下の者のみで構成する団体又は個人。

(2) 18歳未満である者が代表者である、15歳（ただし、義務教育相当の学校に在学している者に限る。）以下の者を含む団体。

4 青少年交流プラザ（分館を除く。）の指定管理者が指定管理者の業務として実施する主催事業等のために分館の施設を使用する場合には、規則第3条第2項の表分館の施設の項第1項に規定する場合に該当するものとする。

5 規則第3条第2項ただし書による「市長が特別の事由があると認めるとき」は、次に掲げるとおりとする。

(1) プレイルーム（分館を除く。）については、活動の成果の発表のために使用しようとする場合に適用するものとし、その場合の申請は、使用しようとする日の属する月の前2月の2日目の開館日以後にできるものとする。

(2) 分館の施設（宿泊室及びその他の施設（市長が必要と認めるものに限る）に限る）については、次に掲げる全てに該当する場合に適用するものとし、その場合の申請は、使用しようとする日の属する月の前12月の2日目の開館日以後にできるものとする。ただし、この場合においては、使用を申請しようとするものは、該当の有無を判断するに充分なる内容を書面にて事前に市長に提出するものとする。

ア 国、地方公共団体、公共的団体又はこれに準ずると認められる団体が使用しようとする

するもの。

イ 広く市民一般を対象として青少年育成、福祉、教育、学術、文化又はスポーツの振興を図る目的のために使用しようとするもの。

ウ 施設使用の目的、規模、事業計画及び広報計画などの観点から、規則で規定する申請期間より前に分館の施設の使用を確保することの必要性について相当な理由が認められるもの。

6 第1項に規定する使用の許可の申請は、使用する前までに行うものとする。

7 規則第5条の規定により、青少年交流プラザ（分館を除く。）の指定管理者は、青少年交流プラザ使用（利用）許可書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。ただし、宿泊施設を使用する場合は青少年宿泊センター宿泊使用許可書（第7号様式）を、日帰り使用（分館の使用に限る。）の場合は青少年宿泊センター使用（利用）許可書（第8号様式）を、分館の指定管理者が申請者に交付するものとする。

（使用料減免申請書）

第6条 規則第8条第2項に規定する減免を受けようとする者は、青少年交流プラザ使用料減免申込書（第3号様式）を、前条第1項に規定する申請と同時に提出しなければならない。ただし、宿泊使用の減免を受けようとする者は、青少年宿泊センター宿泊使用料減免申込書（第9号様式）を、日帰り使用（分館の使用に限る。）の減免を受けようとする者は、青少年宿泊センター日帰り使用料減免申込書（第10号様式）を、前条第1項に規定する申請と同時に提出しなければならない。

2 青少年交流プラザ（分館を除く。）の指定管理者が指定管理者の業務として実施する主催事業等のために分館の施設を使用する場合には、規則第8条第1項第1号に規定するときに該当するものとする。

3 規則第8条第1項第3号に規定する「引率者」は18歳以上の者とし、小学校就学の始期に達するまでの者及び小学校又はこれに準ずる学校に在学する者の引率者の数は、小学校就学の始期に達するまでの者及び小学校又はこれに準ずる学校に在学する者5人までは1人、5人を超えるごとに1人を加えた数とする。それ以外の引率者の数は、18歳未満の者10人までは1人、10人を超えるごとに1人を加えた数とする。なお、18歳未満の者が宿泊使用する場合は、引率者を必要とする。

4 規則第8条第1項第5号の規定に基づき、本市が補助する「障害者青年学級」事業の補助の対象者がこの事業のために分館の施設を日帰り使用する場合、使用料の5割相当額（100円未満の端数は、切り捨てる。）を減免する。

（宿泊使用に伴う分館の施設の使用）

第7条 条例別表第1第3項の表に定める「市長が必要と認めるもの」とは、宿泊使用に伴い、同表第2項の表に掲げる各施設を使用する場合で、同項の表の使用区分の項に定める1区分（1区分は午前、午後又は夜間のいずれかのうちの1つの施設とする。）以内の施設

の使用（1区分につき、1つの施設の使用に限る。）とする。

- 2 規則第3条第2項の表に定める「市長が必要と認めるもの」とは、宿泊使用に伴い、条例別表第1第2項に掲げる各施設を使用する場合で、使用期日につき同項の表の使用区分の項に定める3区分以内の施設の使用とする。

（入場料の徴収の制限）

第8条 施設の使用をする場合において、原則として、入場料を徴収することはできない。

ただし、青少年の育成に資すると認められる場合は、分館の施設を除き、入場料を徴収することを妨げない。

- 2 前項ただし書の規定により、入場料を徴収する場合は、使用の許可の申請の際に併せて申請するものとする。ただし、原則として、入場料は2,000円を超えてはならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

（附則）

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。ただし、第4条の規定については、平成19年5月11日から施行する。

（附則）

（施行期日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（青年の家の施設の使用料の減免に関する取扱要綱の廃止）

青年の家の施設の使用料の減免に関する取扱要綱は、廃止する。

（附則）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市青少年交流プラザ条例及び名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則に係る要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この要綱による改正後の名古屋市青少年交流プラザ条例及び名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則に係る要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

（附則）

（施行期日）

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(附則)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市青少年交流プラザ条例及び名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則に係る要綱の規定に基づいて提出されている申込書等は、この要綱による改正後の名古屋市青少年交流プラザ条例及び名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則に係る要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。

(附則)

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項及び第 3 項、第 5 条の第 6 号様式及び第 8 号様式の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市青少年交流プラザ条例及び名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則に係る要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この要綱による改正後の名古屋市青少年交流プラザ条例及び名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則に係る要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。